

# 認定住宅新築等特別税額控除を受ける方の記載例

給与所得について年末調整を受けた方で、認定住宅新築等特別税額控除を受ける場合

**手順1**  
13ページ参照

**手順2**  
14ページ参照

**手順3**  
18ページ参照

**手順4**  
31ページ参照

**手順4**  
29ページ参照

**手順5**  
33ページ参照

**手順5**  
33ページ参照

該当する事項がある方のみ記入します。

還付される税金がある方のみ記入します。

- ◎ 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから記入します。
- ◎ 申告書は、ボールペンで、強く記入します。  
※ この記載例では、記入した部分を便宜上青色で表示しています。
- ◎ 申告書の該当する箇所は必ず記入します。
- ◎ 2枚目は複写式の控えになっていますが、取り外して使用しても差し支えありません。申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。
- ◎ この記載例では、「平成26年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書A用」の該当ページを示しています。詳細については、「平成26年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書A用」を参照してください。
- マス目に数字を記入する場合は、記入例①にならって、マス目の中にいねいに記入してください。
- 1億円以上の金額がある場合は、記入例②にならって記入してください。
- 訂正する場合は、記入例③にならって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。

記入例①  
縦線1本 すきまをあける 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる

記入例②

記入例③

**【ご注意】**

◎ 支払者から受領した「給与所得の源泉徴収票（原本）」を添付書類台紙に貼って提出しなければなりません。

（参考） 「給与所得の源泉徴収票」



（取得した認定住宅に関する事項）

居住開始年月日 平成 26 年 9 月 30 日

家屋の総床面積及び

居住用部分の床面積 90 m<sup>2</sup> ・ 90 m<sup>2</sup>

**手順1**

13ページ参照

**手順2**

14ページ参照

32ページ参照

**手順6**

34ページ参照

平成 26 年分の「給与所得の源泉徴収票」の確定申告書A

住所：〇〇市△△町×-××-×  
氏名：国 親 太郎

所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額）

所得の種類	種別・所得の生ずる場所又は給与支払者の氏名・名称	収入金額	源泉徴収額
給与	〇〇企業株式会社	7,130,000	171,200

所得（公的年金等以外）-配当所得-一時所得に関する事項

所得の種類	種別・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等

住民税に関する事項

氏名	性別	生年月日	所得の種別の住所
国親太郎	男	2004.09.30	〇〇市△△町×-××-×

所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険の種別	支払保険料	用金の種別	支払金
国民健康保険		国民健康保険料	
国民年金		国民年金保険料	
介護保険		介護保険料	
雇用保険		雇用保険料	
労働者災害補償保険		労働者災害補償保険料	
住宅ローン減税		住宅ローン減税	
その他			
合計		合計	

配偶者の氏名 生年月日 配偶者控除 配偶者特別控除

扶養控除の合計

所得の戻金 源泉年月日 源泉をかけた資産の種類など

特別適用条文等

※ 記載例中における社会保険料の金額は、実際の金額とは異なります。

【認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書（平成26年4月1日以後居住用）】

**認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書**  
(平成26年4月1日以後居住用)

(平成26年分) 氏名 国税大郎

**提出用**

この明細書は、認定住宅の新築又は建築後使用されたことのない認定住宅の取得をして平成26年4月1日以後に居住の用に供した方が、認定住宅新築等特別税額控除を受ける場合に、認定住宅新築等特別税額控除額を計算するために使用します。

詳しくは、「認定住宅新築等特別税額控除を受けられる方へ」を読んでください。

なお、平成26年3月31日以前に居住の用に供してこの控除を受ける場合には「認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書（平成26年3月31日以前居住用）」を使用してください。

**1 共有者の氏名（共有の場合のみ書いてください。）**

フリガナ	フリガナ
氏名	氏名

**2 認定住宅に係る事項**

※ 前年分においてこの控除を受けた場合で前年から繰り越された控除未済税額控除額のみについてこの控除を受けるときは、①欄のみ記入します。

居住開始年月日	①	平成26年9月30日
総床面積	②	90.0㎡
②のうち居住用部分の面積	③	90.0㎡
床面積1㎡当たりの標準的な敷設増し費用の額	④	43,800円
あなたの共有持分	⑤	/

※ ②欄の割合が90%以上である場合は、③欄を空欄とします。

※ ②欄の割合が90%以上である場合は、④欄を空欄とします。

※ 認定住宅の新築等に係る増し費用は費用の額に含まれる消費税等が、消費税額等とその消費税額等以外の額（以下「消費税額等」といいます。）の合計額から算出する場合は、算出の算式で計算した後の金額を④欄に記載します。

※ 平成26年から繰り越された控除未済税額控除額の欄には、平成25年分の「認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書」の④の金額を転記します。

**3 税額控除限度額の計算等**

※ 前年分においてこの控除を受けた場合で前年から繰り越された控除未済税額控除額のみについてこの控除を受けるときは、①欄のみ記入します。

標準的な敷設増し費用の額 (④×⑤)	⑥	3,942,000円
あなたの持分に相当する費用の額 ⑥又は(⑥×⑤)	⑦	3,942,000円
居住用割合 (③÷②×100%)	⑧	100.0%
居住用部分に相当する費用の額 (⑦×⑧)	⑨	3,942,000円
認定住宅限度額	⑩	600万円(500万円)
⑨と⑩のいずれか少ない方の金額	⑪	3,942,000円
税額控除限度額 (⑪×10%)	⑫	394,200円
前年から繰り越された控除未済税額控除額 (前年分の計算明細書の④の金額)	⑬	

※ ⑩欄の金額は、認定住宅の新築等に係る増し費用の額に含まれる消費税等が、消費税額等とその消費税額等以外の額（以下「消費税額等」といいます。）の合計額から算出する場合は、算出の算式で計算した後の金額を⑩欄に記載します。

※ 平成26年から繰り越された控除未済税額控除額の欄には、平成25年分の「認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書」の④の金額を転記します。

**4 本年分で差し引く認定住宅新築等特別税額控除額の計算等**

課税所得金額に対する税額	⑭	166,700円
配当控除	⑮	
投資税額等控除	⑯	
(特定増設業等)住宅借入金等特別控除	⑰	
徴収等寄附金等特別控除	⑱	
住宅耐震改修特別控除	⑲	
住宅特定改修特別控除	⑳	
(⑭-⑮-⑯-⑰-⑱-⑲-⑳)	㉑	166,700円
認定住宅新築等特別税額控除額 (⑫と㉑のいずれか少ない方の金額)	㉒	166,700円
翌年に繰り越す控除未済税額控除額 (㉒-㉑)	㉓	227,500円

※ ⑫欄の金額は、認定住宅の新築等に係る増し費用の額に含まれる消費税等が、消費税額等とその消費税額等以外の額（以下「消費税額等」といいます。）の合計額から算出する場合は、算出の算式で計算した後の金額を⑫欄に記載します。

※ ⑫欄の金額は、認定住宅の新築等に係る増し費用の額に含まれる消費税等が、消費税額等とその消費税額等以外の額（以下「消費税額等」といいます。）の合計額から算出する場合は、算出の算式で計算した後の金額を⑫欄に記載します。

※ ⑫欄の金額は、認定住宅の新築等に係る増し費用の額に含まれる消費税等が、消費税額等とその消費税額等以外の額（以下「消費税額等」といいます。）の合計額から算出する場合は、算出の算式で計算した後の金額を⑫欄に記載します。

○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

○ 認定住宅新築等特別税額控除の適用を受けるための手順と必要な書類

認定住宅の新築又は建築後使用されたことのない認定住宅の取得をして平成26年4月1日以後に居住の用に供してこの控除を受ける方は、「認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書（平成26年4月1日以後居住用）」で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の「住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除」欄の「認定住宅」の文字を○で囲み、「区分」欄に「3」を書き、控除額を転記してください。

また、上記の計算明細書のほか、認定通知書の写しや住民票の写しなどの書類を確定申告書に添付して税務署に提出する必要があります。

なお、平成26年3月31日以前に居住の用に供してこの控除を受ける方は、上記とは手順等が異なります。詳しくは、「認定住宅新築等特別税額控除を受けられる方へ」を参照してください。